

(表)

動愛法改正のお願い

動物のためのご尽力をいただき感謝申しあげます。

本年2018年に動物愛護管理法の改正が予定されております。

各政党、議員の先生の皆様におかれましては、改正の提言（裏面「法改正を求める」）の法制定に、ご理解とご協力、決議をお願い申し上げます。

1 行政の殺処分ゼロ

殺処分ゼロを達成した行政もありますが、多くは従来と同様に引取動物の殆んどを殺処分しています。平成24年法改正は、殺処分行政をなくす国民の声により、法律（35条）は行政の犬猫の引取義務はそのままとし例外として引取拒否ができるとの規定がされ、付帯決議6項で「犬猫の引取り数の減少が殺処分頭数の減少に寄与する（中略）、飼い主より引き取られた犬猫も譲渡対象とし、インターネットの活用等により（中略）、殺処分頭数をゼロに近づけることを目指して最大限尽力する」との、同8項で、野良猫は「駆除目的に捕獲された野良猫は原則として引取りはしない。TNR（避妊手術をして地域に戻す）を官民一体で行う」との決議がされました。

しかし、兵庫県の場合、平成28年4月～10月まで7ヶ月で約2000頭の引取犬猫の内、引取当日に約60%1200頭余の殺処分をし、引取動物を含めて約80%の殺処分をし、ネットでの飼主募集は数頭しかしていません。殺処分行政をなくすためには付帯決議を法律にして行政の義務の規定が是非必要です。

行政の殺処分目的の野良猫の引取禁止による地域の野良猫は、その餌やり・TNRを行政の責任で公益活動としてボランティア、地域住民と共に行うこと、行政の所有者探しの義務（遺失物法の厳守、所有者へ戻す）、ネットを通じた全ての動物の飼主募集の義務化の立法が必要です。兵庫県では、犬猫以外の動物（インコなど）、また、警察からの遺失動物を「技術協力」名で引取ると全てを殺処分をしているところ、行政は、犬猫以外の動物についてもその引取義務、所有者探し、譲渡義務の立法を求めます。

付帯決議11項の、①犬猫等収容施設の拡充、②猫の不妊去勢手術の促進、③動物愛護推進員の活動の強化のための財政支援の拡充の立法を求めます。

- 2 動物犯罪は、常習性、累犯性、残虐性が顕著です。5年以下の懲役を求めます。また、現行犯の取締りの状況をなくすために未遂犯の処罰を求めます。
- 3 動物取扱業の犬猫の譲渡を法律の8週齢とすること、ブリーダーのみだりな繁殖と業者の崩壊をなくすために、知識と責任を課した許可制とし、多頭飼い崩壊の責任の規定を求めます。
- 4 実験動物の登録制を求めます。長く立法提言がされて放置され、世界水準から遙かに遅れて無規制です。実験動物取扱業者の把握さえできておらず、取扱業者の把握は必須です。アメリカの法規制の下でも年間1万件余のミスコンダクト（違法事件）が発生しています。
- 5 産業動物の5つのフリーに基づく動物福祉の規定を求めます。動物取扱業の登録制を求めます。
- 6 被災動物の、飼主と動物の共生の避難を原則とすることの規定化を求めます。
- 7 野生動物、海洋生物の生存環境の保全と、生存の保護の規定を求めます。

2018年4月6日 THE ペット法塾

動愛法の改正を求める

- 1 行政は、原則として所有・占有動物を引き取ってはならない。
但し、動物の保護などやむをえないときは引き取ることができる。
- 2 行政は、野良猫などを殺処分を目的として引き取ってはならない。
行政が主体となって、官民一体で野良猫餌やり、TNRの活動を行う。
行政は、野良猫餌やり、TNRの活動を妨害してはならない。
- 3 行政は、動愛法35条「犬猫」の引取を「小鳥、ウサギ、フェレット、亀、モルモットなどの動物に拡大する」改正をすること。警察の行政への殺処分依頼を禁止とすること。所有者不明動物（犬猫以外の動物を含む）を引き取ったときは、警察と連携をして遺棄等の犯罪捜査、遺失物法に基づく所有者探し、全頭について広く里親募集をする責任を課すること。一般の家庭飼養が困難な動物については動物園などと連携して広く譲渡をすること。
行政は、動物保護のシェルターの役割をすること。引取動物に対する必要な治療と保護、新しい飼い主への譲渡を業務とすること。動物飼養困難者が終生飼養できるよう他の行政機関とも連携して共生の支援をする。
- 4 行政は、引取をした動物について、動物の命と福祉を基本として、負傷動物、生命力が脆弱な動物も、生存、治療に努め、現在の苦痛を除くために治療をしても回復の見込みがないときのみ殺処分ができるとの規定を求める。
- 5 犬猫販売は、現在7週齢を速やかに8週齢にすること。
- 6 動物取扱業においては、動物の生態から、動物に苦痛、虐待となる飼養、保管がなされないための基準に改めること。
- 7 ブリーダーの崩壊による動物被害を発生させない予防措置、基準を設け、その罰則を設ける。動物の種類に応じたブリーディングの知識と責任を基礎としてブリーダーを許可制にすることを求める。
- 8 実験動物の取扱業については登録制とする。
実験動物は、使用（Use）及び飼養（Care、健康と安全）により行う。実験動物が傷ついたときにはその治療をする。
負傷した動物は、回復の見込みがなく殺処分以外に苦痛を除く方法がないときのみ安楽死処分できるとの規定を設ける。
- 9 罰則について、みだりな殺傷を懲役2年以下を懲役5年以下に改める。
未遂についても処罰の規定を設ける。
行政は、動物犯罪の疑いのあるときは告発義務を負う。
- 10 産業動物は、動物の命と福祉を基本として、飼養、保管を行う。
- 11 野生動物は、動物の命と人と動物の共生を原則とし、野生動物の生存と環境を確保する。
- 12 被災動物の保護は、被災者と被災動物が同行して避難できることを基本として支援をする。
- 13 「愛護動物」については、海洋のほ乳類への拡大をする。